

大阪市立市民病院診療費患者負担金収納業務の委託について

大阪市病院局では、市民病院において、患者さんからお支払いいただいていない診療費について回収に向けた取組みを進めておりますが、この度、市民の財産としての債権をより一層保全する観点から、専門的な知識・経験を活用して対応することができる、次の事業者に委託することといたしましたのでお知らせいたします。

1 受託者

弁護士法人開明法律事務所

代表社員 田中 英一

2 収納業務委託期間

平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

3 委託事務内容

使用料及び手数料の収納に関する事務